

## 第2節

日本の国際協力  
（開発協力と地球規模課題への取組）

2025年は、国際社会がロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の悪化、地球規模課題などが相まった複合的危機に直面する中、こうした

諸課題に対応するための開発協力の重要性が一層認識された。

## 1 開発協力

## (1) 開発協力大綱と日本のODA実績

## ア 開発協力大綱に基づく効果的・戦略的な

ODA<sup>(1)</sup>の実施

開発協力は、近年、民間資金フローの増大や開発途上国のニーズの複雑化といった状況の変化に直面しており、加えて、日本の厳しい財政状況の中で、一層の効率化も必要となっている。こうした背景に鑑み、2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」<sup>(2)</sup>では、様々な主体がその強みを持ち寄り、対話と協働によって解決策を共に創り上げていく「共創」を基本方針の一つとして掲げつつ、外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用する方針を打ち出した。

開発協力の戦略性強化の観点からは、日本の強みをいかした魅力的な協力メニューを開発途上国に積極的に提案するオファー型協力（外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODAとその他公的資金（OOF）<sup>(3)</sup>や民間資金も含む形で、日本の強みをいかした魅力的な協力メニューを開発途上国に積極的に提案するも

の）を打ち出した。2023年9月、外交政策を踏まえて資源を集中的に投入し、戦略的に取り組む分野を選定し、その内容を戦略文書として公表した。2025年8月、同戦略文書を改定し、戦略分野として「防災」を追記し「気候変動への対応・GX・防災」とするとともに、新たな分野として「保健」を追加した。

また、ODAの一層の効率化や、官民を問わない様々な主体との連携強化に資する取組も進めている。2024年には「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」を立ち上げ、ODAのリスクテイク機能強化等を求める提言が提出された。そして、これらを踏まえ、2025年4月、民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化及び柔軟で効率的な独立行政法人国際協力機構（JICA）財務の実現の3点を主たる目的として、JICA法が改正された。

## イ 日本のODA実績

2024年の日本のODA実績<sup>(4)</sup>については、「贈

(1) ODA：Official Development Assistance（政府開発援助）  
開発協力を進めるための公的資金のうち、開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立つことを主目的としたもの  
（参考）開発協力白書：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

(2) 開発協力大綱については外務省ホームページ参照：  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou\\_202306.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_202306.html)

(3) OOF：Other Official Flow

(4) 日本のODAの主な形態としては、資金の性質の観点では、無償資金協力及び技術協力で構成される贈与と政府貸付等に二分され、資金の供与先の観点では、政府相手となる二国間援助と、国際機関等向けの多国間援助（主に拠出・出資）がある。

(1)



(2)



与相当額計上方式<sup>(5)</sup>によると、対前年比15.9%減の約164億9,353万ドルとなった。これは経済開発協力機構・開発援助委員会（OECD／DAC）<sup>(6)</sup>メンバーの中では、米国、ドイツ、英国に次いで第4位である。この計上方式での対国民総所得（GNI）<sup>(7)</sup>比は0.39%となり、OECD／DACメンバー中第13位となっている（出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月））。

## (2) 2025年の開発協力

2025年、日本は以下アからエを中心に取り組んだ。

### ア 対ウクライナ支援、対パレスチナ支援、対グローバル・サウス支援、及び人道危機への対応

日本はこれまで、ウクライナ及びその周辺国など影響を受けた関係国に対し、人道、財政、食料、復旧・復興の分野で支援を着実に実施してきている。例えば、ウクライナの厳しい財政状況に対処し、ウクライナの復興・開発を後押しするため、4月に、円借款「ウクライナのための特別収益前倒し融資」に関する書簡の署名及び交換を行った。これは、2024年のG7プーリア・サミットにおいてG7首脳が立ち上げについて一致した「ウクライナのための特別収益前倒し融資」の枠組みの下、日本として、4,719億円を限度とする円借款を供与するものである。加えて、日本は、10月に東京で「ウクライナ地雷対策会議」を開催した。日本は、同会議で、ウクライナに対する地雷対策支援として、（ア）人材育成と技術の強化、（イ）復旧・復興プロセスへの円滑な移行（ネクサス）、（ウ）第三国や国際機関等との間のパートナーシップの多角化・強化を3本柱とする「ウクラ

イナ地雷対策支援イニシアティブ」を発表した。

パレスチナに関しては、2023年10月に発生したハマス等によるイスラエルに対するテロ攻撃を発端とするガザにおける情勢悪化を受けて、日本は、国際機関や日本の非政府組織（NGO）等を通じて、保健・医療、食料、水等の分野での人道支援や、がれき除去支援、廃棄物処理・保健医療体制の整備、上下水道の復旧に必要な資機材の供与等の早期復旧支援を実施してきている。

さらに、グローバル・サウスと呼ばれる開発途上国・新興国の国々との関係強化に向けて、2025年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD<sup>(8)</sup>）や12月に開催された「中央アジア+日本」対話・首脳会合などの機会を活用して、それぞれの国や地域の特性に応じたオファー型協力を始めとする開発協力をを行い、グローバル・サウス諸国との関係強化に努めた。

以上のような紛争起因による人道状況の悪化に加え、気候変動の影響もあり、世界的に自然災害が頻発・激甚化する中、特に経済・社会基盤が脆弱なグローバル・サウス諸国では被害が深刻化し、人道状況が悪化している。こうした状況を受け、日本は引き続き、二国間、国際機関及び日本のNGOを通じた人道支援も行った。

### イ 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現

世界の活力の中核であるインド太平洋地域及びビジョンを共有する幅広い国際社会のパートナーと共に「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するため、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的な取組を進めている。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質

(5) 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD／DAC）が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入したものであり、政府貸付等について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。以前のOECD／DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本の政府貸付等がより正確に評価される計上方式と言える。  
（<https://warp.ndl.go.jp/web/20250802020731>/<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100053766.pdf>）

(6) OECD／DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development /Development Assistance Committee

(7) GNI：Gross National Income

(8) TICAD：Tokyo International Conference on African Development

(5)



の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船や沿岸監視レーダーなどの機材の配備、人材育成など）を実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、質の高いインフラの整備は、FOIP実現に向けた重要な基礎である。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして引き続き普及・実施していくことが重要である。2023年3月に発表されたFOIPの新たなプランでは、FOIPを実現するための取組を強化することとし、2030年までにインフラ面で官民合わせて750億ドル以上の資金をインド太平洋地域に動員し、各国と共に成長していくことを発表した。

また、2022年のG7エルマウ・サミットで立ち上げられた、質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブである「グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII)<sup>(9)</sup>」に関し、2025年10月、議長国カナダの下で開催されたG7開発大臣会合において、質の高いインフラに向けた官民投資をG7として連携して動員していく重要性について再確認するとともに、これまで、PGIIの下でG7が共同で4,100億ドル以上を同イニシアティブへ動員してきたことを歓迎した。

### ウ 地球規模課題への取組

日本は、開発協力大綱において、新しい時代の人間の安全保障<sup>(10)</sup>の理念を指導理念として位置付け、2023年12月に改定された持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針<sup>(11)</sup>の下、SDGs

の達成を含む地球規模課題の解決に向けた取組を進めている。引き続き、人道支援を含む、保健、食料、栄養、ジェンダー、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における「人間中心の国際協力」を積極的に進めていく。これに際しては、日本の国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道危機が長期化・多様化する中、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化し、平和の持続のための支援を行う「人道・開発・平和の連携」の理念に基づいて、難民・避難民支援を含む人道支援、貧困削減・経済社会開発、平和構築・国造り支援を推進していく。

### エ 日本経済を後押しする外交努力

日本は、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。

具体的には、引き続き、開発協力大綱で打ち出した、日本の強みをいかした魅力的なメニューを開発途上国に積極的に提案するオファー型協力や、民間資金の動員を図ったODAなどを通じて官民連携を促進していく。また、日本の優れた技術を開発途上国の社会課題解決に活用するため、日本製品を活用した資金協力や技術協力を通じ、質の高いインフラ投資やサプライチェーン強靱化を推進していく。加えて、日本企業の海外ビジネスによる開発途上国の課題解決を目指し、JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業 (JICA Biz)」を通じ、開発途上国におけるニーズ確認やビジネス化実証などの事前調査を支援する形で、中小企業・スタートアップを含む日本企業の海外展開を後押しする。

(9) PGII : Partnership for Global Infrastructure and Investment

(10) 人間の安全保障：個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、及び一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方

(11) 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (2023年12月19日SDGs推進本部決定)  
[https://warp.ndl.go.jp/web/20250902195422/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei\\_2023\\_jp.pdf](https://warp.ndl.go.jp/web/20250902195422/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei_2023_jp.pdf)

(11)



### (3) 主な地域への取組

#### ア 東・東南アジア

東・東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、日本の安全保障や経済発展に直結するものであり、日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、地域の発展に貢献してきた。

その中でも、東南アジア諸国連合（ASEAN）はFOIP実現のための要であり、日本は、ASEANが抱える課題の克服や、ASEAN統合の一層の推進を支援している。2020年の日・ASEAN首脳会議で、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」<sup>(12)</sup>がFOIPと本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済などに沿った日ASEAN協力を引き続き強化していく考えである。その主な取組として、2023年9月に発表した「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」は、ハード・ソフトの両面で連結性強化を一層推進している。例えば、マニラ首都圏の旅客鉄道（フィリピン）、ビエンチャン国際空港の拡張（ラオス）などの交通インフラ整備に加え、デジタル・コネクティビティ、海洋協力、サプライチェーン、電力、人・知の連結性といった様々な分野での連結性強化に資する支援を推進している。さらに、2025年の日ASEAN首脳会議において、高市総理大臣は新たに「日ASEAN・AI共創イニシアティブ」の立ち上げを提案し、ASEAN地域におけるAIエコシステムの構築に向けた協力を推進することを表明した。

また、2023年12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において採択された「日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」及びその実施計画を踏まえ、幅広い具体的な協力を推進している。例えば、共創による課題解決のための官民連携の新たな取

組として、2023年12月にカンボジアと合意した「オファー型協力」について、2024年3月、官民ラウンドテーブル会議を開催するなど、日本企業の参画も得つつ、デジタル技術を活用したカンボジアの社会課題解決を促進している。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて、海上法執行支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援も着実に実施している。2025年には、国際公法、刑事司法、イノベーション促進による新産業の創造・振興、スマートシティ、自治



日本の支援により調達された巡視船（フィリピン） 写真提供：JICA



フィリピン沿岸警備隊（PCG）に対して火災消火に関する技術指導（9月、フィリピン） 写真提供：JICA

(12) AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

体能力強化等に関する研修を実施した。

メコン地域4か国（カンボジア、タイ、ベトナム、及びラオス）に対しても、日本は、伝統的な開発パートナーとして二国間・多国間での様々な協力を行っている。気候変動や流域開発等の影響により、洪水や干ばつの被害が拡大していることを受け、3月にメコン河委員会との連携による早期警報システム強化等の洪水・渇水対策への支援を決定した。

ミャンマーについては、2021年2月に発生したクーデター以降、2025年3月の同国中部を震源とする地震の影響もあり、人道状況は悪化の一途をたどっている。そのため、日本は国際機関やNGOなどを通じた、ミャンマー国民に直接裨益する形での人道支援（食料、医療用品など）や国民生活の向上のための支援を積極的に実施している。特に、3月に発生した地震被害に対しては、国際緊急援助隊（JDR）医療チーム、及び医療資機材等を輸送するため自衛隊部隊を派遣し、現地で医療活動を行ったほか、国連やJICAを通じて衛生用品や水などの緊急援助物資供与を行った。さらに、国際機関を通じた保健・医療などの分野における600万ドルの緊急無償資金協力を実施した。

### 1 南西アジア

南西アジアは、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝に位置し、戦略的に重要な地域である。また、高い経済成長や大規模なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有しており、日本企業にとって重要な市場、生産拠点及び投資先として注目を集めている。一方、地域によっては深刻な貧困状況や、教育や保健・医療などの基礎的な社会インフラの未整備、頻繁に発生する自然災害への対策、産業インフラ整備の遅れなどの課題を抱えている。日本は、人間の安全保障、SDGsの目標達成、日本企業の投資環境整備を含め、ODAを通じ、課題解決に向けた取組を行っている。

近年目覚ましい経済成長を遂げるインドに対する開発協力は「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の重要な構成要素であり、

日印双方の強みを持ち寄り、新たな価値を共創することを通じ社会的課題の解決を図ることで、日印双方の利益に資するような開発協力を推進している。加えて、地球規模課題への取組の観点からも、多くの人口を抱えるインドにおける経済社会開発の必要性は依然として非常に大きく、2025年には、民間投資の促進、森林行政官の能力強化、海水淡水化施設等の建設、地下鉄建設、水産関係者の生計向上に資する支援等の円借款に関する書簡を交換し、インドの包摂的かつ持続可能な成長の実現を後押しする支援を行っている。

8月、モディ首相が訪日して行われた日印首脳会談において、両首脳は「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設計画」を日印の旗艦事業として、その実現に向け、引き続き協力していくことを確認した。また、同会談で発表された「今後10年に向けた日印共同ビジョン」において、日印におけるイノベーション促進とAIに関する補完的な協力を推進する「日印AI協力イニシアティブ（JAI）」を新たに立ち上げるなど、協力の裾野を広げることで一致した。

日本は、2023年にバングラデシュとの間で引き上げられた「戦略的パートナーシップ」の下、同国の2026年の後発開発途上国（LDC）卒業に向け、2024年8月に発足した同国暫定政権に対しても、引き続き「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」及びFOIPの新たなプランに基づく「ベンガル湾からインド北東部をつなぐ産業バリューチェーン」の両構想を軸に、インフラ整備や地域連結性の向上等に係る支援を進めている。また、日本は、2017年の大量流入後もバングラデシュに滞在し、現在も増え続けている114万人を超えるミャンマーからの避難民への人道支援も続けている。そのほか、バングラデシュの次期総選挙に向けた有権者登録用機材の供与や、経済改革及び気候変動対策分野への財政支援等、日本はバングラデシュ暫定政権が注力する取組への協力も実施し、長年にわたる同国との良好な二国間関係の維持・強化に努めている。

スリランカでは、2022年4月の対外債務の



医療チームによる診察の様子  
(12月6日、スリランカ・チラウ)

一時的な支払停止以降の急速な外貨不足による輸入資材の欠乏などの経済危機により人道状況が悪化した。日本は、債権国会合の共同議長として、スリランカの債務再編プロセスを主導し、2024年7月には、債権国会合のメンバーとスリランカとの間で債務再編に関する覚書の署名が完了した。また日本は、2025年3月、債権国会合メンバー国とスリランカとの間の最初の二国間の債務再編合意を締結し、両国間の債務再編を正式に完了した。このほか、9月のディサナヤケ大統領訪日中に、日本はスリランカ北部・東部に多い小規模酪農家の生計向上に資する乳牛の遺伝的改良促進のための機材整備等に係る協力（4.63億円）を決定するなど、支援を継続している。また、11月下旬のサイクロンによる甚大な被害に対し、日本は国際緊急援助隊・医療チームを派遣したほか、緊急援助物資の供与を行った。また、食料・生活必需品等の人道支援を実施するため、国際機関を通じた250万ドルの緊急無償資金協力を決定した。

モルディブでは、首都マレ島の高波・高潮対策を強化するため、日本は、7月、護岸整備のための協力（15.55億円）を決定した。

パキスタンでは、5月、水道関連機材を供与（5.10億円）し、さらに12月、地域の安定に資する国境地域の地方行政強化（5.18億円）などに対し協力を決定した。

ネパールに対しては、2月、自然災害の被害を受けた地域を中心に、灌漑施設等のインフラ整備や地方自治体職員の災害対応能力向上等に資する協力（2.5億円）を決定した。

ブータンでは、道路整備や橋の架け替えといったインフラだけでなく、農業生産性向上や水力発電所といった幅広い分野で支援を行っているほか、技術協力も活用し人材育成支援も行っている。

### ウ 太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（EEZ）<sup>(13)</sup>を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である。また、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模であること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題を抱えている。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な開発を後押しするための協力を実施してきている。

2024年7月の第10回太平洋・島サミット（PALM10）では、太平洋諸島フォーラム（PIF）の「2050年戦略」における七つの重点分野（（ア）政治的リーダーシップと地域主義、（イ）人を中心に据えた開発、（ウ）平和と安全保障、（エ）資源と経済開発、（オ）気候変動と災害、（カ）海洋と環境、（キ）技術と連結性）を重点協力分野と位置付けた「第10回太平洋・島サミット（PALM10）共同行動計画」を採択した。

(13) EEZ : Exclusive Economic Zone

また、岸田総理大臣はPALM10において、太平洋島嶼国地域にとって「存続に関わる唯一最大の脅威」である気候変動に対して、(ア)防災能力の強靱化、(イ)脱炭素化の推進、(ウ)島嶼国自身の取組の支援の3本柱から成り、日本の技術・ノウハウ・資金を総動員したオールジャパンの取組である「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を表明した。重点分野への支援としては、例えば、インフラ整備分野ではパラオのコロール州及びアイライ州における上水道改善やトンガのファアモツ国際空港整備、海洋分野ではパプアニューギニアにおける国立水産大学の施設及び訓練機材整備、さらに、防災分野ではフィジーにおける災害復旧スタンド・バイ借款、気候変動分野ではサモアにおける地下水源開発機材供与などへの支援を行っている。

また、日本は、日本の高等教育機関への留学を通じて若手行政官を育成する無償資金協力事業「人材育成奨学計画（JDS）」をソロモン、フィジー、パプアニューギニアでも実施している。さらに、米国などと連携して、海底ケーブルに関連する協力を進めるなど、経済安全保障に資するような新しい分野での協力も強化してきている。

### エ 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約310万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、域内総生産が7兆ドルを超える有望な新興市場である。一方、気候変動・環境や防災、保健・医療、治安等の分野において大きな開発ニーズを抱えており、日本は、各国の事情を踏まえ、様々な協力を行っている。

気候変動・環境分野では、日本は、3月の日・ブラジル首脳会談において、地球温暖化対策や食料安全保障の観点から、オファー型協力も活用しつつ、劣化牧野（不十分な土地管理や過放牧等により土壌が劣化した牧草地）の回復

やアマゾン森林違法伐採対策を柱として協力を進めていくことを決定した。また、自然災害に際する緊急人道支援としては、洪水被害に見舞われたボリビアに対する緊急援助物資の供与や、カリブ3か国（ジャマイカ、キューバ、ハイチ）に対する緊急無償資金協力を実施した。

保健・医療分野では、がんによる死亡率が高いホンジュラスに対して、日本、ホンジュラス及び国際原子力機関（IAEA）の間で医療分野（放射線治療）での三者協力に関する意図表明書に署名し、同国国民が放射線治療を受けやすい環境を整備するため、がん治療関連機材を供与する6.4億円の無償資金協力の実施を決定した。

このほか、ハイチにおいて武装集団（ギャング）による暴力や人権侵害が頻発し、治安・人道状況が急激に悪化した事態を受けて、日本は、ハイチ情勢の安定化に貢献するため治安分野支援と人道支援を両輪とする取組を実施している。9月には、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じて、西県及び南東県において、法執行機関（国家警察、沿岸警備隊及び税関）に対する業務環境整備及び研修等を行うことにより、国境及び海上における違法取引取締り活動の強化を図る約4億円の無償資金協力の実施を決定した。

また、日本は、チリ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコとパートナーシップ・プログラムを交わし、防災、貧困削減、警察制度などの分野において、三角協力<sup>(14)</sup>を通じて中南米諸国やアフリカなどにおいて人材育成を進めている。

### オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、アジア、欧州に囲まれ地政学上の重要性を有するほか、東アジアと欧州を結ぶ輸送路であることから、この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定や連結性の要として重要である。高い成長と人口増を続けるこの地域との協力は、国際的な環境が急激に変

(14) 三角協力：先進国やドナー、国際機関が、開発途上国間の協力を人材、技術、資金、知識などを活用して支援すること

化していく中で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化する観点からも重要性を増している。

これを背景に、12月、首脳級では初となる「中央アジア+日本」対話（CA+JAD）・首脳会合が開催され、「グリーン・強靱化」、「コネクティビティ」及び「人づくり」を今後の協力の重点分野とすることが合意された。重点項目「グリーン・強靱化」において、経済・社会インフラの発展・省エネ化支援や防災能力強化に資する無償資金協力の供与が決定された。また、「コネクティビティ」分野においては、「カスピ海ルート」の円滑化支援を含むコネクティビティ強化」を推進していくことで一致した。同協力の枠内において、税関分野での国際協力等に取り組む世界税関機構（WCO）<sup>(15)</sup>と連携して税関職員を対象とした通関の効率化・リスク管理能力の向上につながる協力が実施されるとともに、機材・インフラ整備により同ルートの円滑化を図る無償資金協力の供与が決定された。さらに重点項目「人づくり」においては、無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS）」による将来政府中枢において政策立案にリーダーシップを発揮することが期待される政府職員の人材育成や、日本センター等を通じた高度人材の育成を支援した。このほか、医療・保健分野の無償資金協力を通じ国民の福祉の向上にも貢献してきている。

### 中東・北アフリカ

欧州、サブサハラ・アフリカ及びアジアの結節点という地政学上の要衝に位置する中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の平和と安定のためにも重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向けた支援を行っている。

エジプトでは、人材育成やインフラ整備など幅広い分野での支援を行っている。例えば、エルシーシ大統領主導の下で進められているエジ



EJSにおける特活（特別活動：Tokkatsu）の学級指導の公開授業（エジプト・カイロ 写真提供：JICA）

プト日本学校（EJS）やエジプト日本科学技術大学（E-JUST）における日本式教育の導入を後押しするなど、就学前教育から大学院にわたる教育・人材育成分野での協力を力を入れている。2025年9月には、エジプト日本高専（EJ-KOSEN）の開校式典を開催した。また、同年8月には、スエズ運河の維持管理を行うための潜水作業支援船を供与するため、無償資金協力「潜水作業支援船建造計画」に関する書簡の署名・交換を行った。また、同年9月には、カイロ地下鉄四号線の整備に向けて、円借款「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画（IV）」に関する書簡の署名・交換を行った。ガザ情勢悪化などの国際情勢を受け、中東地域全体の平和と安定におけるエジプトの重要性は一層高まっており、日・エジプトの戦略的パートナーシップの下、二国間の一層の包括的な協力強化が期待される。

ヨルダンも、周辺国・地域からの避難民の流入により社会・経済に負担が生じており、また、周辺国・地域の情勢悪化の影響により厳しい財政状況にある。こうした状況の改善に向けて、日本は、ヨルダンとの間で、2025年11月に円借款「経済成長のための強靱性向上及び人的資本開発プログラム・ローン」に関する書簡の署名・交換を行い、融資による財政支援を行うこととした。さらに、昨今の中東地域全体の不安定化及び周辺国の情勢悪化等に伴うテロの危険性の高まりや国境を越えた犯罪増加等の課題に対応するため、同年11月に無償資金協力「経済社会開発計画」に関する書簡の署名・交換を行い、治安対策機材及びサイバーセキュ

(15) WCO : World Customs Organization

リティ関連機材の供与を行うこととした。

モロッコでは、漁業や農業などの分野において積極的な二国間協力を展開している。2025年1月には、無償資金協力「スイラケディマ新世代漁港整備計画」に関する書簡の署名・交換を行い、スイラケディマ漁港の整備を進めている。同年2月には、海洋環境及び水産資源に関する科学的な調査能力を強化するために円借款で建造された海洋・漁業調査船の引渡しを実施した。さらに、同年11月には、円借款「ガルフ平野南東地域農業用水整備計画」に関する書簡の署名・交換を行い、ガルフ地域の農業用幹線水路やポンプ場等の建設を行うこととした。

シリアに関しては、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、国際機関等と連携しつつ、シリア及び周辺国に対する人道支援を行ってきている。さらに、就学機会を奪われたシリア人の若年層に教育の機会を提供するため、2017年以降、シリア人留学生144人を日本に受け入れている。また、2025年12月には、2011年に発生したシリア危機を受けて停止していた対シリア二国間経済協力を再開した。

アフガニスタンでは、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降の深刻な人道危機の状況を踏まえ、日本は、基本的人道ニーズへの支援を含む保健・教育・食料分野などに関する人道支援を国際機関などと連携しながら実施している。また、2025年9月のアフガニスタン東部及び11月の北部における地震被害に対しては、JICAを通じた毛布やスリーピングパッドなどの緊急援助物資の供与を行った。また、9月の地震被害に対しては、国際機関を通じた食料や保健・医療などの分野における100万ドルの緊急無償資金協力も実施した。

### ✦ アフリカ

アフリカは、54か国に約14億人の人口を擁し、世界の成長の原動力となり得る高い潜在性と豊富な天然資源により、引き続き国際社会の注目と期待を集めている。一方、貧困、脆弱な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭な



インド洋とナカラ回廊をつなぐナカラ港（モザンビーク・ナンブラ  
写真提供：五洋建設株式会社・東亜建設工業株式会社 共同企業体）

ど、様々な課題にも直面している。こうした中、日本は、開発協力を活用しつつ、長年にわたりアフリカの発展に貢献してきた。

その上で、日本は、8月にTICAD 9を開催し、共催者やアフリカ諸国を始めとする参加者との間で、「革新的課題解決策の共創」をテーマに、民間センター主導の持続的な成長、若者・女性、地域統合及び域内外の連結性に焦点を当てつつ議論を行った。その中で、日本は様々な日本らしい取組を表明した。例えば、世界経済の成長の中心となる潜在性のあるインド洋・アフリカ経済圏において、インド、中東諸国といったインド洋を囲む国々と協働し、アフリカの域内統合や産業発展の貢献等を目指す「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」を立ち上げた。また、保健分野では、アフリカ各国におけるガバナンス向上、投資環境整備及び国内資源の投入を支援するため「アフリカ保健投資促進パッケージ」を立ち上げた。さらに、TICAD 9の機会に、モザンビーク、マラウイ、ザンビアに対する広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化」及びナイジェリアに対するオファー型協力「スタートアップ支援による社会課題の解決と経済強靱化」の二つのオファー型協力を立ち上げた。

### (4) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

#### ア 適正なODA実施のための取組

ODA事業の透明性確保及び事業計画の改善

のため、実施の各段階で、外部有識者の意見を聴取し、その意見を踏まえた案件形成を行っている。案件候補の計画段階では、開発協力適正会議を一般公開形式で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い、事業の妥当性を確認している。また、事業完了後には、JICAが実施した事業規模2億円以上の案件について、JICAが事後評価を実施して、結果を「ODA見える化サイト」で公表しており（2025年12月31日時点で5,507件掲載）、また、事業規模10億円以上の案件については、第三者による事後評価を行っている。さらに、外務省は、ODAの管理・改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）及び外務省が実施した案件の事後評価（事業規模2億円以上10億円未満の案件については内部評価、事業規模10億円以上の案件については第三者評価）を実施している。評価を通じて得られた提言や教訓は、今後のODAの政策立案や事業実施にいかし、事業の透明性を確保するため、評価の結果を外務省ホームページ上で公表している。

また、開発協力を携わる人員の安全を確保する観点から、外務省及びJICAでは、「国際協力事業安全対策会議」の最終報告（2016年8月発表）で策定された安全対策の実施に取り組み、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化している。

#### 1 効果的なODA実施のための取組

高い事業効果を発現し得るODAの案件形成を推進するため、外務省は、日本の開発協力大綱の重点政策と開発途上にある当事国が考える課題の優先度や開発計画を総合的に検討しつつ、ODAの事業対象国ごとに重点分野や方針を定めた国別開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として、実施決定から事業完了までの段階にある案件を一覧化した事業展開計画を策定し、各案件が方針のどこに位置付けられ、他案件とどう相関しているかを視覚化している。こうした取組により、限ら

れたODA予算が、日本も被援助国も重視する事業に戦略的に投入され、複数案件が有機的に関連し合う形で実施されて効果を上げることを確保している。

#### 2 ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。OECD/DACでは、持続的な開発のための資金動員に向けた、ODAを触媒とする民間資金動員の促進や、新興ドナーを含む多様なパートナーとの連携などについて議論が行われている。また、新興ドナーが行う開発途上国支援が、国際ルールやスタンダードを遵守し、説明責任と透明性を持って行われるよう、OECD/DACとして相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行っている。

#### 3 ODAへの理解と支持の促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であることから、外務省は効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。外務省ホームページやODA広報XなどのSNS、YouTube動画、メールマガジンやコンテンツの制作などを通じて、幅広い層を対象に、分かりやすい政策広報に取り組んでおり、



「鷹の爪団の 行け!ODAマン」 キービジュアル



グローバルフェスタ JAPAN 2025 キービジュアル

## 特集

SPECIAL  
FEATUREODA 評価ワークショップ  
—受け手と共に国際協力の質を高めてきた四半世紀—

外務省は、ODAの効果を高めるために「ODA評価」という取組を実施しています。ODA評価は、ODAがどう使われ、どのような効果が出たのかを客観的に評価することで、今後の支援のやり方を改善し、その質を高めていくとともに、その成果や教訓を国民に説明することを目的としています。外務省は、ODAを提供する国と開発途上国が「対等」な協力関係にあるパートナーであるという認識の下、途上国自身の評価能力を向上させることの重要性に着目し、2001年から「ODA評価ワークショップ」を開催してきました。このワークショップは、アジア太平洋地域の政府関係者が、ODA評価の手法や課題についての理解を深めてその能力を向上させることで、支援する側の効率を上げるだけでなく、途上国側がより主体的に取り組み、評価の透明性が高まることにも貢献しています。

各国で開催してきたODA評価ワークショップを重ねる中で、アジア太平洋地域の評価専門家が一堂に会し、各国の経験・課題について議論することが域内の更なる評価能力向上に繋がる<sup>つな</sup>といった声<sup>つな</sup>が実を結び、2012年にはアジア太平洋地域の評価専門家が参加する「アジア太平洋評価学会（Asia Pacific Evaluation Association：APEA）」が設立されました。域内外専門家の人的・知的交流を通じて、APEAはアジア太平洋地域全体における評価文化の醸成に大きく貢献し、また評価を通じて日本の国際協力の推進にも寄与してきたことが高く評価され、2025年に外務大臣賞を受賞しました。

11月13日、外務省はAPEAとの共催で、第5回APEA大会の主要なプログラムの一部として、第20回ODA評価ワークショップを東京で開催しました。このワークショップには、アジア太平洋諸国から、各国政府の評価業務やSDGs（持続可能な開発目標）の進捗を国連に報告する業務（自発的國家レビュー（VNR））に携わる31人の政府関係者がオンラインで参加しました。また、これまで政府関係者のみを対象に実施していたワークショップにおいて、今回初めて、APEA大会に出席していた実務や学術界の評価専門家24人も対面で参加し、双方の理解の促進に貢献しました。

APEA大会の開会式には英利アルフィヤ外務大臣政務官が登壇し、各国が共通の社会課題に直面する中で、日本が国際協力の枠組みにおいて重視してきた「共創」と「対等なパートナーシップ」の理念をより一層強化していく必要性を強調しました。また、APEAの外務大臣賞受賞をたたえ、課題解決にはモニタリングや評価能力の強化が不可欠であることに触れつつ、この分野における多様な主体との連携・パートナーシップを強化していく重要性を訴えました。

外務省はこれまで、ODA評価ワークショップを通じて開発途上国の評価能力向上に取り組んできましたが、今後は、その形式を発展的に変更し、APEAを含む国際評価ネットワークと連携して、参加者が相互に学び合う、新しい協力を進めていく考えです。



第20回ODA評価ワークショップ対面参加者  
(11月13日、東京)



APEA大会の開会式で挨拶する英利外務大臣政務官  
(11月12日、東京)

外務省のODA広報キャラクターである「ODAMAN」がODAが開発途上国と日本にもたらすメリット等を解説する動画を制作した。外務省、JICA及び国際協力NGOセンター(JANIC)の共催で、34回目となる「グローバルフェスタJAPAN2025」(9月)を対面・オンライン配信を併用したハイブリッド形式で開催し、2日間で3万人の来場・視聴者を得た。外務省では、

教育機関等で外務省員が講義を行うODA出前講座の実施など、若者等に向け積極的な開発協力への理解促進も図っている。海外に向けた広報としては、日本の開発協力に関する現地での報道展開を目指してODA現場での視察ツアーを実施するほか、英語や現地語などによるSNS発信や広報資料の作成も行っている。

## 2 地球規模課題への取組

### (1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が国連で採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、「持続可能な開発目標(SDGs)」<sup>(16)</sup>が掲げられた。日本は、総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長として、他の全ての国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた取組を推進している。また、官民パートナーシップを強化するため、民間セクター、市民社会、有識者、ユースなどの広範な関係者で構成されるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に関する意見交換を実施している。2030アジェンダ採択以降、国内外の多様なステークホルダーによる様々な取組やルール形成の努力の過程で、人々の意識や生活様式から産業構造や金融の流れに至るまで、日本を含む国際社会全体の経済・社会活動の在り方が急速にかつ大きく変容してきた。

一方、気候変動や感染症を始めとする地球規模課題の深刻化に加え、国際社会全体がSDGs採択当時には想定されていなかった複合的危機に直面する中、2030年までのSDGs達成に向けた進捗は大きな困難に直面している。

日本政府は2023年12月にSDGs実施指針を改定し、SDGs達成に向けた取組を強化し、加速していく指針を示し、実施体制及びステークホルダー間の連携の強化に取り組んだ。

2025年7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)では、4年ぶり3回目となるSDGsの進捗に関する自発的国家レビュー(VNR)を実施した。宮路拓馬外務副大臣は、日本はSDGs実現に向けた取組をぶれることなく進めていく決意を表明し、政府のみならず多様なステークホルダーが参加することで、SDGs達成に向けた取組を推進していることを示した。

### ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、一人一人が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って幸福に生きることができるよう国・社会造りを進めるという考え方である。日本は、長年にわたって人間の安全保障を外交の柱として提唱しており、2023年6月に改定された開発協力大綱においては、人間の安全保障を日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付け、二国間協力においても、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。

日本は、国連においても議論を主導し、1999年に日本の主導により国連に設置された人間の安全保障基金への拠出を通じて、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。「誰一人取り残さない」という理念を掲げる2030アジェンダも、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。また、日本からの

(16) SDGs : Sustainable Development Goals

働きかけも受けて、2024年1月には10年ぶりとなる人間の安全保障に関する国連事務総長報告書が公表された。報告書では、人間の安全保障が考え方としてだけでなく実際に有用なツールとして機能してきたこと、人間の安全保障に基づくアプローチの重要性が増していることなどが指摘され、各国の自国民の生存・生活・尊厳に対するオーナーシップを前提に、国家間、人々の間、人間と地球の間の「連帯」を高めるツールであることが強調されている。人間の安全保障の重要性について、2025年は、前述のVNRや、大阪・関西万博のテーマウィークのイベントを通じて強調されたほか、8月の第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）では、アフリカにおける人間の安全保障をテーマとしたテーマ別イベントが開催され、岩屋外務大臣が、アフリカにおける人間の安全保障の重要性について言及した。また、9月の国連総会一般討論演説において、石破総理大臣は、人間の安全保障の理念に基づく日本の国際協力について述べた。引き続き人間の安全保障の概念の普及と実践に取り組んでいくと述べた。

### イ 防災分野の取組

気候変動の影響により災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、2015年に宮城県仙台市で開催された第3回国連防災世界会議における「仙台防災枠組2015－2030」の採択を主導するなど、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進してきた。2025年7月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）では、VNRの実施に合わせ、日本は、「持続可能な経済成長と防災」をテーマにサイドイベントを主催し、宮路外務副大臣のほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）や仙台市等が出席し、オールジャパンによる防災の取組を発信するとともに、国連開発計画（UNDP）や国連防災機関（UNDRR）、タイ、メキシコ政府関係者等の参加も得ることで、国際社会における防災の重要

性と日本の取組について発信する場となった。

2025年は、11月5日を「世界津波の日」とする国連総会決議が採択されてから10周年を迎えた。日本は、関係国の国連代表部及び関係国際機関と共に、11月5日にニューヨーク国連本部で2025年「世界津波の日」啓発イベントを共催し、茂木外務大臣からのメッセージを発出した。同イベントには宮城県の3人の高校生及び仙台市が参加し、防災における取組を発信した。また、11月27及び28日には、「世界津波の日」高校生サミットを仙台市で開催し、9か国の高校生27人が訪日し、日本の高校生61人と共に、津波防災に関わる宣言文「仙台未来宣言」を取りまとめた。

2027年にUNDRRとの共催で、仙台市で開催予定の（国連）アジア太平洋防災閣僚級会議を始め、日本は、引き続き、災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」に取り組んでいく。

### ウ 教育

教育分野では、2015年、日本は2030アジェンダ採択に合わせて「平和と成長のための学びの戦略」を策定し、人間の安全保障の理念に基づく包摂的かつ公正で質の高い教育協力を通じ、持続可能な開発を推進する新たな戦略を発表した。2023年6月に改定された開発協力大綱においては、同戦略を踏まえ、日本は教育を人間の安全保障を推進するための不可欠な「人への投資」と位置付け、万人のための質の高い教育や紛争・災害下の教育機会の確保に取り組む方針を明確にした。特に、国際機関との連携については、二国間協力との相乗効果を創出するものとして重視し、国際教育分野で中心的な役割を果たす「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」及び「教育を後回しにできない基金（ECW）」に対し資金協力を行った。また、2025年8月に開催されたTICAD 9においては、日本は各基金が実施したテーマ別イベントに参加し、日本が実施している協力関係について紹介した。

## ㊦ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しつつ、8月のTICAD 9などの機会も活用し、グローバル・サウス諸国の食料安全保障に係る課題の解決に向けた検討を行い、現地の課題解決に日本企業の有する技術や知識を活用していく取組等を支援している。こうした取組を通じ、日本政府は、世界規模の食料安全保障に係る課題の解決に貢献するとともに、日本の農林水産・食品関連企業のグローバル・サウスへの事業展開や成長投資拡大を推進している。11月のG20ヨハネスブルグ・サミットにおいて、日本は、強靱で持続可能な農業・食料システムを構築するため、各地域の実情に応じた生産力強化に向けた支援を行っていくと的高市総理大臣のステートメントを発出した。

## ㊦ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国の一つであり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施しているほか、国際社会での議論にも積極的に参加してきている。2024年6月に開催された「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第3回ハイレベル国際会議において、上川外務大臣はビデオメッセージで、「熊本水イニシアティブ」を始めとした水関係のイニシアティブ等を通じ、様々な取組を推進すると述べ、女性や子供、若者や高齢者、障がいがある方や先住民など、脆弱な立場の人々に焦点を当て、誰一人取り残さず、望ましい未来のために、水を通じて全ての目標とゴールを達成できるよう力を合わせていきたいと述べた。2025年も日本は、アジア大洋州、アフリカ、中南米など開発途上国の人々の安全な水へのアクセス確保のための上水道の整備など様々な支援を実施した。

## (2) 国際保健

保健は、人間一人一人の生存・生活・尊厳を守り、日本が提唱する人間の安全保障を実現していく上で必要不可欠な基礎的条件である。近年では、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的流行拡大（パンデミック）が、国際保健が人々の健康に直接関わるのみならず、日本を含む国際社会にとって、経済、社会、安全保障上のリスクにも関わる重要な課題であることを浮き彫りにした。こうした認識の下、新型コロナの教訓も踏まえ、日本政府は2022年5月に「グローバルヘルス戦略」を策定した。同戦略では、グローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）<sup>(17)</sup>の構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応（PPR）<sup>(18)</sup>を強化すること、また、人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱、より平衡、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）<sup>(19)</sup>を達成することを目標として掲げている。

具体的な取組として、日本政府は、世界銀行及び世界保健機関（WHO）と共に、UHC達成に向けた開発途上国の保健・財務当局者の能力開発支援や、ハイレベル会合の開催を通じたUHC推進の機運向上に取り組むとともに、2025年、関係者の連携促進を行う「UHCナレッジハブ」を日本に設立した。12月、UHCナレッジハブの取組の一つとして、日本政府はUHCの推進に意欲的に取り組む国及び組織のリーダーらを招へいし、「UHCハイレベルフォーラム」を開催した。

日本は、引き続き、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gaviワクチンアライアンス<sup>(20)</sup>、ユニットエイド、UHC2030<sup>(21)</sup>、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、国連人口基金（UNFPA）、国際家

(17) GHA (Global Health Architecture) : 国際保健の体制

(18) PPR : Prevention, Preparedness and Response

(19) UHC (Universal Health Coverage) : 全ての人々が基本的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態

(20) Gavi (Gavi, the Vaccine Alliance) : 低所得国における予防接種を支援する官民連携パートナーシップ

(21) UHCを2030年までに達成することを目指し、国際社会におけるUHC推進のための活動を展開する機関

族計画連盟（IPPF）などの官民連携パートナーシップ・国際機関と緊密に連携し、国際保健の諸課題に取り組んでいる。また、「パニック」と「忘却」の連鎖を断ち切り、次のパンデミックに向けて世界の構造的な変化を導くという理念の下、日本が主催又は参加する様々な国際会議を通じ、国際世論の喚起やモーメンタム（機運）の維持にも継続して取り組んでいる。

6月には、Gaviワクチンアライアンス第4次増資会合が開催され、日本からは松本 尚 外務大臣政務官が出席し、日本はGaviが掲げる「予防接種を通じて、誰一人取り残さない」というミッションを強く支持し、引き続き支援していくと述べた。また、9月の国連総会ハイレベルウィーク期間中には、UHCフレンズグループ閣僚級会合に岩屋外務大臣が出席し、改めて、日本として今後もUHC達成に向けた取組を推進し、グローバルヘルスに貢献していく決意を述べた。

11月に開催された第8次グローバルファンド増資会合では、日本の国際保健に関する取組を説明するとともに、グローバルファンドを引き続き支援する決意を表明した。

新型コロナのような世界的な健康危機に対しては、国際社会が一致して対応する必要がある、パンデミックのPPRの強化のために国際的規範を作ることが目指されている。WHO加盟国は、2021年から2022年にかけて、国際保健規則（IHR）改正のための議論を行うこと、また、「パンデミックのPPRに関するWHOの新たな法的文書（いわゆる「パンデミック条約」）」の作成に向けた交渉を行うことを決定した。この結果、同法的文書は2025年5月20日、第78回 WHO 総会において「WHOパンデミック協定（仮称）」としてコンセンサスで採択された。また、2024年の第77回WHO総会において改正案が採択された国際保健規則（2005年）（IHR（2005））については、2025年9月19日に発効した。

### (3) 労働・雇用

働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）の促進は、2030アジェンダにおける目標の一つとして挙げられ（目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する）、その実現は、国際労働機関（ILO）<sup>(22)</sup>においても、活動の主目標として位置付けられている。

日本はILOの常任理事国として、各国の政府、使用者、労働者の代表と共に、総会や理事会における国際労働基準等に関する審議に積極的に関与している。また、日本は、ILOへの任意拠出を通じ、開発途上国における若者や女性に焦点を当てた雇用機会の創出や労働環境の改善、児童労働の根絶に向けた支援等を積極的に行い、労働分野での持続可能な開発に取り組んでいる。

### (4) 環境・気候変動

#### ア 地球環境問題

2030アジェンダに環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性は広く認識され、国際的な関心も更に高まっている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。12月にナイロビ（ケニア）で開催された第7回国連環境総会では、「強靱な地球のための持続的な解決の促進」というテーマの下で様々な環境問題が取り扱われ、日本は、テーマ別討論等で日本の考えや取組を発信するとともに、「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進」に関する決議を共同提案し、採択に向けた議論を主導した。また、日本は、複数の環境条約の資金メカニズムに指定されている地球環境ファシリティ（GEF）<sup>(23)</sup>の主要拠出国として、地球規模の環

(22) ILO：International Labour Organization

(23) GEF：Global Environment Facility

境問題に対応するプロジェクトの実施に貢献している。

#### (ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不適正な廃棄物管理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）<sup>(24)</sup>などの国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、主にアジア地域において環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。海洋環境などにおけるプラスチック汚染対策のための新たな国際枠組み作りに向けた機運の高まりを受け、2022年3月の第5回国連環境総会において、海洋環境等を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定のための政府間交渉委員会（INC）<sup>(25)</sup>を設立し、2024年末までに作業完了を目指すことが決定された。しかし、同年末までに交渉は妥結せず、2025年8月にジュネーブ（スイス）において第5回交渉委員会再開会合（INC5.2）が開催された。同会合において、日本は、条約の主要義務規定について非公式な協議を主導するなど、議論の促進に向けて精力的に取り組んだが、プラスチックの生産制限などでは引き続き各国の意見に隔たりが残り、条文案の実質合意には至らなかった。今後、改めて再開会合を開催し、交渉を継続することとなっており、日本としては早期の交渉妥結に向

け、引き続き積極的に議論に貢献していく。

6月、ニース（フランス）において第3回国連海洋会議（「持続可能な開発目標（SDG）14」実施支援・国連会議）が開催された。「ニース・オーシャン・アクション・プラン」と総称する、政治宣言及び各国・国際機関・市民社会からの自主的取組が取りまとめられ、日本からは24件を登録した。また、日本は海洋国家として海洋に関する国際協力に強くコミットしており、ブルーカーボン<sup>(26)</sup>生態系による吸収量の算定、海洋生物ビッグデータの活用など、日本の先進的な取組や、海洋汚染防止のための廃棄物管理支援等の開発途上国支援を通じ、持続可能な海洋の実現へ貢献していることを紹介した。

9月には、ニューヨーク（米国）において、主要な海洋国家の首脳で構成される「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」<sup>(27)</sup>の第7回首脳会合が開催され、持続可能な海洋経済の構築に向けた行動の加速化や、海洋における気候変動対策について、意見交換が行われた。日本政府は、プラスチック汚染に関する条約の交渉の早期妥結を重視しており、各国と協力して取り組んでいくと述べた。

#### (イ) 生物多様性の保全

2月、ローマ（イタリア）において生物多様性条約第16回締約国会議（COP16-2）再開会合第二部（COP16-2）が開催され、GBF（昆明・モントリオール生物多様性枠組）モニタリング枠組・レビューメカニズムや生物多様性保全のための資源動員に関する決定が採択された。

7月、ビクトリアフォールズ（ジンバブエ）において、ラムサール条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、「ラムサール条約第5

(24) UNEP : United Nations Environment Programme

(25) INC : Intergovernmental Negotiating Committee

(26) 沿岸・海洋生態系が光合成によりCO<sub>2</sub>を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと（出典：環境省ホームページ）

(27) 主要な海洋国家の首脳で構成される会議であり、ノルウェー首相とパラオ大統領が共同議長を務める。日本は2018年の設立時に参加招講を受けて以降、歴代の内閣総理大臣がメンバーに就任してきた。メンバー国（2025年時点）は、ノルウェー、パラオ、日本、オーストラリア、カナダ、チリ、フィジー、フランス、ガーナ、インドネシア、ジャマイカ、ケニア、メキシコ、ナミビア、ポルトガル、アラブ首長国連邦（UAE）、セーシェル、英国、ブラジル

次戦略計画（2025－2034）」を含む合計25本の決議が採択された。また、同会議期間中に開催された「ラムサール条約湿地都市認証制度」に基づく認証式では、愛知県名古屋市が認証された。また、同月、福島県猪苗代湖が新たにラムサール条約湿地として登録された。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引の規制に関し、11月24日から12月5日、サマルカンド（ウズベキスタン）において、ワシントン条約（CITES）<sup>(28)</sup>の第20回締約国会議（COP20）が開催された。日本は、科学的根拠に基づき、野生動植物の保全と持続的利用の調和、合理的な取引規制の実施等を重視する観点から、審議に積極的に参画した。ウナギ属全種の附属書Ⅱ掲載提案については、日本は、ニホンウナギについては資源管理が徹底されており、十分な資源量が確保され、国際取引による絶滅のおそれはないことから、附属書掲載に反対との立場で対応した。同提案は、第1委員会において賛成35票・反対100票で投票国の3分の1を上回る反対により否決され、全体会合でも同提案否決が最終決定された。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、ワシントン条約の「ゾウ密猟監視（MIKE）<sup>(29)</sup>プログラム」への拠出などを通じて、野生生物の違法取引対策の能力強化に取り組んでいる。最近の拠出実績として、2021年からはルワンダ、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエでのプロジェクトを支援しており、2025年10月にはセネガルにおいて開催された「西アフリカにおけるMIKE準地域運営委員会会合」を支援した。

日本は、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に関する国際ルール作りにも貢献している。11月に開催された、食料・

農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）<sup>(30)</sup>第11回理事会への参加を通じて、遺伝資源へのアクセス及び育種を始めとする遺伝資源の利用を促進するため、多数国間の制度（MLS）<sup>(31)</sup>の機能改善に向けて、議論に参画した。

森林分野の取組に関しては、日本は、国際熱帯木材機関（ITTO）<sup>(32)</sup>への拠出を通じ、熱帯林の持続可能な経営及び持続的・合法的な熱帯木材の貿易の促進などに資する実地プロジェクトを2025年も継続的に実施した。10月には、ITTO第61回理事会がパナマシティ（パナマ）で開催され、有効期間が2029年12月6日までとなっている国際熱帯木材協定（ITTA）の再交渉や行財政予算などについて議論が行われた。

#### （ウ）化学物質・有害廃棄物の国際管理

4月28日から5月9日にかけて、ジュネーブ（スイス）で、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の3条約合同締約国会議が開催され、条約ごとの技術的な議題や運用上の課題などについて議論が行われた。また、6月、化学物質・廃棄物の適正管理と汚染防止に関する科学・政策パネル設立に向けた政府間会合がプンタデルエステ（ウルグアイ）において開催され、「化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）」<sup>(33)</sup>が新たに設立された。日本は、同会合で共同議長を務めるなど、円滑な合意形成に貢献した。

11月、ナイロビ（ケニア）で、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」

(28) 正式名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES：Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）

(29) MIKE：Monitoring the Illegal Killing of Elephants

(30) ITPGRFA：International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture

(31) MLS：Multilateral System

(32) ITTO：International Tropical Timber Organization

(33) ISP-CWP：Intergovernmental Science-policy Panel on Chemicals, Waste and Pollution

第37回締約国会合（MOP37）<sup>(34)</sup>が開催され、地域的大気モニタリングの強化など、議定書の効果的な運用に関する議論が行われた。

「水銀に関する水俣条約」については、11月に第6回締約国会議がジュネーブ（スイス）で開催され、2026年から2027年までの活動計画及び予算の決定、実施・遵守委員会や有効性評価の活動の進捗及び今後の取組について議論されたほか、歯科用アマルガムの製造や輸出入を2034年末までに禁止することが合意された。また、日本は、水銀に汚染された廃棄物の規制・管理に関し決議案を提出し、議論を主導した。

## 1 気候変動

### (ア) 国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠である。1992年に採択された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、気候変動に対処するための国際的な枠組みであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的としている。1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、先進国・開発途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて各国が独自に設定する目標である「国が決定する貢献（NDC）」<sup>(35)</sup>を提出し、同目標の達成に向けた取組を実施することなどを規定したパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む195の国・機関が締結している（2025年末時点）。

### (イ) 2050年ネット・ゼロ実現に向けた取組

2020年10月、日本は、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとするカーボンニュー

トラルの実現を目指すことを宣言した。2021年4月には、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、更に50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。2025年2月には、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを決定し、パリ協定に基づく新たな「NDC（国が決定する貢献）」として、UNFCCC事務局へ提出した。

### (ウ) 国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）

11月10日から11月22日に、ベレン（ブラジル）で開催されたCOP30では、議長国ブラジルがポルトガル語の「ムチラオ（共同作業、協働、共に働く）」をテーマに掲げ、パリ協定の実施の加速と国際協力の進展について議論が行われた。同会議の成果として、(1) パリ協定10周年、(2) 交渉から実施への移行、(3) 実施・連帯・国際協力の加速の3点を柱とした上で、緩和や資金等の分野を横断した幅広い内容が盛り込まれた「グローバル・ムチラオ決定」が採択された。具体的には、緩和については、1.5度目標の達成に向けた力強いメッセージやNDCの未提出国への早期提出を求める文言が盛り込まれた。資金については、前年のCOP29で決定された新規合同数値目標（NCQG）<sup>(36)</sup>の文脈で適応資金を3倍にしていく努力の呼びかけが盛り込まれた。これとは別に、各交渉議題の下、適応に関する世界全体の目標に関する決定などが採択され、「グローバル・ムチラオ決定」と合わせて「ベレン・ポリティカル・パッケージ」と総称することとなった。

(34) MOP : Meeting of the Parties

(35) NDC : Nationally Determined Contribution

(36) NCQG : New Collective Quantified Goal

**(工) 開発途上国の気候変動対策への支援**

日本を含む先進国は、開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、開発途上国に対して、資金支援、能力構築、技術移転といった様々な支援を実施している。

日本は、2021年のG7サミット及びCOP26において、2021年から2025年までの5年間の、官民合わせて最大約700億ドル規模の支援や、その一環としての従来の倍となる約148億ドルの適応分野への支援を表明し、着実に実施してきた。

こうした支援においては、開発途上国の気候変動対策を支援する多数国間基金である「緑の気候基金（GCF）<sup>(37)</sup>」も重要な一角を成している。日本は、同基金にこれまで累計で約3,190億円を拠出してきており、2023年10月には、第2次増資期間（2024年－2027年）においても第1次増資と同規模の最大約1,650億円を拠出することを表明した。2025年10月のGCF理事会では、日本の認証機関（GCF資金を活用した協力案件の実施を認められたパートナー機関）の一つであるJICAの認証内容拡大が承認されたほか、JICAによるラオスにおける森林減少・劣化由来の排出の削減等（REDD+）の活動による緩和成果への成果支払案件を含め、新しい協力案件22件が採択された。

特に脆弱な開発途上国が気候変動の悪影響によって被る損失及び損害（ロス&ダメージ）に対処するための「ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD）<sup>(38)</sup>」に対し、日本は2024年3月に1,000万ドル（13.7億円）、2025年3月に500万ドル（6.95億円）をそれぞれ拠出した。同基金では2025年末までに計7回の理事会が開催され、事務局長の選出、世界銀行に基金事務局を設置するための法的基盤の整備などが進展するとともに、2026年から2年間の予

定で早期支援スキーム（「バルバドス実施モダリティ」）を実施することが決定された。

日本はGCF及びFRLDの理事会の一員として、これら基金の適切な運用に向けた議論に積極的に貢献している。

**(オ) アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想<sup>(39)</sup>**

10月26日、高市総理大臣は、アンワル・マレーシア首相との共同議長により、マレーシア・クアラルンプールで第3回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合を開催した。高市総理大臣は、第2回AZEC首脳会合からの1年で、AZECパートナー国との間で約120件の協力案件が結ばれていることを紹介しつつ、アジアの脱炭素化に資する活動を促進するルールの形成、セクターごとのイニシアティブ、官民一体の個別プロジェクト等が進められていることに言及した。同会合において、AZECパートナー国は、AZEC首脳共同声明及び付属書「2024－2025年における今後10年のためのアクションプランの進捗」を採択した。これらの文書において、AZEC原則の重要性及び「この勝負の10年」における行動を加速させる必要性を再確認するとともに、前年採択された「今後10年のためのアクションプラン」に基づくこの1年の取組の進捗状況を共有した。

**(カ) 二国間クレジット制度（JCM）<sup>(40)</sup>**

JCMは、パートナー国への優れた脱炭素技術などの普及を通じ、パートナー国での温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、その成果の一部をクレジットとして日本が獲得し、NDCの達成に活用する制度である。2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」では、

<sup>(37)</sup> GCF : Green Climate Fund

<sup>(38)</sup> FRLD : Fund for responding to Loss and Damage

<sup>(39)</sup> アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC : Asia Zero Emission Community）：2022年1月、アジア各国が脱炭素化を進めるとの理念を共有し、エネルギー移行を進めるために協力することを目的として日本が提唱した構想。インドネシア、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、日本、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ラオスの計11か国が参加する枠組み

<sup>(40)</sup> JCM : Joint Crediting Mechanism

2025年を目途に日本のJCMパートナー国を世界全体で30か国程度とすることを目指すとした。2025年には日本は新たにタンザニア及びインドとの間でJCM協力覚書に署名し、8月にパートナー国は31か国となった。同年12月現在、パートナー国との間で290件のJCMプロジェクトを実施している。引き続き世界全体の温室効果ガスの排出削減に向け、プロジェクトの推進や新規案件発掘を進めていく。

#### (キ) 国際司法裁判所に対する勧告的意見の要請と日本の対応

2023年3月、国際司法裁判所（ICJ）<sup>(41)</sup>に対して気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見を要請する国連総会決議が採択されたことを受け、ICJによる勧告的意見の発出に向けた手続が行われた。日本は、2024年3月に陳述書をICJに提出した上で、同年12月の口頭手続において陳述を行った。

2025年7月、ICJは気候変動に関し、国連憲章や気候変動諸条約等の関連する国際約束の下で締約国が負う義務、また、各国の国際慣習法上の義務等について勧告的意見を発出した。本件は、気候変動に係る国家の義務に関する初めてのICJによる勧告的意見となった。日本としては、引き続き国際社会における法の支配の強化のために積極的に関与していくと同時に、人類共通の喫緊の課題である気候変動への対処に積極的に取り組んでいく。

### (5) 北極・南極

#### ア 北極

##### (ア) 北極をめぐる現状

北極海を中心に、北緯66度33分以上は北極圏とされており、米国、カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシアの5か国が北極海に面する北極海沿岸国、これにアイスランド、スウェーデン、フィンランドを加えた8か国が北極圏国

とされている。

北極海においては、有効な対策がとられない場合、今世紀半ばまでには夏季の海氷がほぼ消失する可能性が高いと予想されている。さらに、北極では地球上の他のいずれの地域よりも地球温暖化の影響が増幅しており、地球温暖化による北極環境の急速な変化は、北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減少に伴い北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつある。また、戦略環境の変化を受けて、一部の北極圏国等が自国の権益確保などのため安全保障上の取組を強化する動きもある。

北極に関する課題対処においては、8か国の北極圏国によって設置された北極評議会（AC: Arctic Council）<sup>(42)</sup>が中心的役割を果たしており、ACにおける関係国や先住民を交えた議論や知見の共有を踏まえ、閣僚会合で決定される方針が、北極における協力を方向付けている。2025年5月、ノルウェーからデンマークに議長が移行した（任期2年）。ACは、気候変動対策、環境保護、持続可能な発展、先住民の権利・生活などを優先事項と位置付けており、これらに関する協力が行われている。また、ACは軍事・安全保障課題を扱わないこととしている一方で、北極の平和・安全保障は北極圏国が重視する課題となっている。

また、地球温暖化や経済的機会の広がりを背景に、近年は非北極圏国も北極に対する関心を高めており、日本のほか、英国、フランス、ドイツ、スペイン、オランダ、ポーランド、中国、インド、イタリア、シンガポール、韓国、スイスがACのオブザーバーとなっている。

##### (イ) 日本の北極政策と国際的取組

日本も2015年に「我が国の北極政策」を策定し、研究開発、国際協力、持続的な利用を3

(41) ICJ: International Court of Justice

(42) 北極圏に係る共通の課題（特に持続可能な開発、環境保護など）に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国）間の協力・調和・交流を促進することを目的に、1996年に設立された政府間協議体（軍事・安全保障事項は扱わない）。日本は2013年にオブザーバー資格を取得した。

本柱に、国際社会に貢献することを目指しており、北極に関する課題を所掌する北極担当大使のポストを設けている。また、2024年に策定された「海洋開発等重点戦略」に基づき、北極域での研究開発や持続可能な利活用の探求、北極政策における国際連携を推進している。また、2026年に就航が見込まれている北極域研究船「みらいⅡ」を国際研究プラットフォームとして活用することで、北極域研究の加速と国際連携の強化を目指している。日本は北極圏国との二国間関係や地域協力の中での北極に係る協力も重視しており、2024年1月に発表した北欧外交の基本方針「北欧外交イニシアティブ」においても北極を主要な協力分野に掲げている。また、ACのオブザーバーとして、動植物相保全、海洋環境保護、持続可能な開発などをテーマにしたAC傘下の高級北極実務者会合、分野別作業部会や専門家会合での議論や知見の共有を通じてACの取組に貢献してきており、引き続きこれらの会合に積極的に参加していく。さらに、北極圏国が主催する様々なフォーラムにおいても北極に関する課題について意見交換や知見の共有が進められており、特に産官学の多様な関係者が参加する北極フロンティア会合、北極シンポジウム及び北極サークル総会などに参加することで、北極の科学研究に関する知見を共有し、北極海における法の支配の重要性を発信している。

## 1 南極

### (ア) 南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極地域観測事業を推進してきており、日本の高い技術力をいかした観測調査を通じて地球環境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、1959年に採択された南極条約の原署名国として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努め、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

### (イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

6月から7月にかけて、ミラノ（イタリア）で開催された第47回南極条約協議国会議（ATCM47）では、南極地域における観光活動に関する枠組み、情報交換、気候変動問題への南極条約体制としての取組などについて議論が行われた。32年ぶりに日本が開催国を務める次の第48回協議国会議（ATCM48）は、2026年5月に広島市での開催が予定されている。

### (ウ) 日本の南極地域観測

長期にわたり継続的に実施している基本的な南極観測に加え、2022年度から2027年度までの南極地域観測第10期6か年計画に基づき研究観測を実施する。第10期6か年計画では、南極域における氷床、海洋大循環、大気大循環や超高層大気などの過去と現在の変動の把握とその機構の解明を目的として、各種研究観測の実施が予定されている。

## 特集

SPECIAL  
FEATURE日本のSDGs進捗報告：  
自発的國家レビュー（VNR）2025

7月、米国・ニューヨークで開催された持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）閣僚級会合において、宮路拓馬外務副大臣は、日本政府を代表して、持続可能な開発目標（SDGs）に関する自発的國家レビュー（VNR）を発表しました<sup>1</sup>。VNRとは、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、国連加盟国が自国のSDGsの進捗を定期的に報告する重要な機会です。

今回のVNRでは、SDGsが日本社会全体に幅広く浸透し、多様な関係者がそれぞれの立場から積極的に関与している点を、日本のSDGs推進における強みとして強調しました。また、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の実現には、誰もが貢献するという考え方が不可欠であると表明しました。その上で、厳しい国際情勢の中にあっても、日本は、多様なステークホルダーと共に、ぶれることなくSDGs達成に向けた取組を継続する姿勢を示しました。

VNRの作成過程自体も、このマルチステークホルダー連携を体現しています。SDGs推進円卓会議<sup>2</sup>の民間構成員を中心とする多様なステークホルダーが積極的に関与し、ステークホルダーによる独立の評価の章を設けています。3月には、「VNR実施に向けたステークホルダー会議」を開催し、幅広い分野の関係者間での意見交換を行いました。さらに、パブリックコメントを通じて、幅広い層からの意見<sup>3</sup>を取り入れました。

また、日本が直面する少子高齢化、地方のSDGs推進、防災といった課題に対し、「課題先進国」として取り組む姿勢を提示しました。これらの経験と知見をいかし、大阪・関西万博等の機会も活用して、国際社会と共創していくことを打ち出しました。

HLPFでの発表では、これらの理念に基づき、具体的かつ印象的な発表になるよう、工夫を凝らしました。動画を用いて、織田友理子氏（認定特定非営利活動法人ウィーログ代表理事）が開発した、車いす使用者の移動を支援するバリアフリーマップ「WheelLog!（ウィーログ）」を紹介しました。続いて、SDGs推進円卓会議民間構成員の千葉宗一郎氏（Y7/Y20会長、サウザンドリーフ合同会社社長）がユースの視点から見た持続可能な社会の在り方について発表し、最後に蟹江憲史氏（慶應義塾大学大学院教授）が、今回のVNRプロセスを通じて醸成されたマルチステークホルダー連携の重要性を強調し、2030年以降のポストSDGsの議論についても共に臨むべきだと述べました。

日本は、SDGsの達成及び2030年以降の国際的な持続可能性に関する議論・ルール形成に主導的な役割を果たしていきます。



SDGsに関するVNR報告書

HLPF 閣僚級会合における日本代表団  
(7月22日、米国・ニューヨーク)

- 1 VNR報告書については外務省ページ参照：  
<https://warp.ndl.go.jp/web/20250802205632/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/vnr/index2025.html>
- 2 SDGsの達成に向けた日本の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、ユース、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行う会議体で、首相官邸SDGs推進本部の下に設置されている。
- 3 意見の取りまとめ結果については外務省ホームページ参照：  
[https://warp.ndl.go.jp/web/20250801214416/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/20250610\\_vnr\\_publiccomment.pdf](https://warp.ndl.go.jp/web/20250801214416/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/20250610_vnr_publiccomment.pdf)



### 3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤となる要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係促進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献してきている。その一環として、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を創設し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命し、2020年4月には、松本洋一郎東京大学名誉教授をその後任の顧問（外務省参与）に任命した。また、顧問を補佐するため2019年4月に狩野光伸岡山大学教授が最初の外務大臣次席科学技術顧問に就任した。2022年4月からは小谷元子国立研究開発法人理化学研究所領域統括・東北大学理事が後任として次席顧問に就任している。松本顧問及び小谷次席顧問は、日本の外交活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術・イノベーションの活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。

外務省は外務大臣科学技術顧問の下に科学技術の各種分野における専門的な知見を集め、外交政策の企画・立案過程に活用するための「科学技術外交アドバイザー・ネットワーク」を構築しており、その一環として松本顧問を座長、小谷次席顧問を副座長とし、さらに22人の有識者から成る「科学技術外交推進会議」を設置し、科学技術外交の体制・機能強化へ向け、様々なテーマで議論を行っており、12月

に同会議第8回会合を開催した。

松本顧問及び小谷次席顧問は、各国外務省の科学技術顧問などが参加する「外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）<sup>(43)</sup>」の会合などの場を活用し、各国政府の科学技術顧問らとのネットワークの構築・強化に努めている。松本顧問は10月にドイツ、スイス、11月にオランダ、イタリア、12月にデンマークを、小谷次席顧問は2月に米国、3月に英国、8月にマレーシア、12月にメキシコを訪問し、現地の科学技術関係機関との会合において日本の科学技術外交の取組などを紹介し、関係者と科学技術協力などについての意見交換を行った。

さらに、松本顧問は、外務省内の科学技術に関する知見向上のため、様々な専門分野の有識者を招いた科学技術外交セミナーを定期的に開催している。

各国との科学技術協力では、日本は47か国及びEUとの間で33の二国間科学技術協力協定を締結しており<sup>(44)</sup>、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催し政府間対話を行っている。2025年は、イスラエル、スイス、ドイツ、インド、ブラジル、韓国、チリとそれぞれ合同委員会を開催し、関係府省などの出席の下、様々な分野における協力の現状や今後の方向性などを協議した。

2025年12月には、欧州委員会との間で、EUの国際的な研究開発支援枠組みであるホライズン・ヨーロッパへの準参加に関する協定について実質合意に至った。

多国間協力では、日本は、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核

(43) FMSTAN : Foreign Ministries Science and Technology Advisors Network

(44) 内訳については外務省ホームページ参照：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/nikoku/framework.html>

日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日・チェコスロバキア科学技術協力取組を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日・ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継

(44)



などの幅広い分野における研究開発などを支援する国際科学技術センター（ISTC）<sup>(45)</sup>の理事国として、中央アジア・コーカサス地域を中心に支援を行っているほか、フュージョン（核融

合）エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する「ITER（イーター：国際熱核融合実験炉）計画」などの活動に参画している。

## コラム COLUMN

### 国際頭脳循環を基軸とする科学技術外交の戦略的強化

外務大臣科学技術顧問（外務省参与） 松本洋一郎

気候変動や環境破壊、資源制約といった地球規模課題が深刻化する一方、近年の地政学的な緊張の高まりを受けて、国際社会は予測不能で分断の時代に入ったとも言われています。こうした複雑な要因が絡み合う現代において、ますます高度な外交戦略が求められています。地球規模課題の解決に不可欠な科学技術と外交を結び付ける科学技術外交はその一つであり、多くの国で実践されています。

科学技術は単なる経済成長の推進力ではなく、社会公共政策面での重要性も同時に高めてきました。グローバルかつ複雑な社会課題が顕在化する中で、科学技術は特定分野の発展や経済競争力の強化だけでなく、社会の持続可能性と公共の利益を実現するための手段として実装されています。この背景には、科学技術が社会に与える影響が拡大し、倫理・法制度・社会受容性など、いわゆる社会との関係性を無視できなくなったことがあり、科学技術による恩恵を誰もが公平に享受できる社会を目指すという包摂性を重視した考え方も広がっていることが根幹にあります。

重要新興技術をめぐる最近の動向に見られるように、科学技術は、国家間の競争を左右する戦略資源とも、国家間の格差の要因ともなります。一方で、科学・技術は人類共通の知として、対話と協調の基盤でもあります。近年の科学技術に関するあらゆる研究は、単一国家内で完結するものではなく、人材が国境を越えて移動し、持続的な国際ネットワークの構築を前提とした活動へと深化しています。多くの国が、優秀な研究者の受入れと国内人材の戦略的送り出しを両輪として政策実装し、研究水準と国際的影響力の双方を高めています。統計的事実として、多国籍の研究チームによる国際共同研究は、単一機関・国籍のチームと比べて、被引用数、研究論文の注目度においても大きな差が見られます。日本の科学技術が今後も世界の中で存在感を保ち、科学技術を通じた国際貢献と外交的影響力を高めていくためには、国際頭脳循環を中核とする人材戦略を国として明確に位置付ける必要があります。その実現には、対外的戦略基盤である科学技術外交と国内の制度基盤である科学技術政策の融合が不可欠です。外務省としても、在外公館科学技術フェローの設置や、海外で活躍する日本人研究者のネットワーク構築支援など、国際頭脳循環推進に資する取組を進めています。

科学技術外交の難しさは、国家間における「競争」と「共創」をいかに両立させるかという点にあります。技術が経済安全保障に深く関わる今日、完全なオープンも、完全なクローズも現実的ではありません。必要なのは、「戦略的協調」、すなわち信頼できる国や地域と共通課題に取り組むための枠組みです。科学技術政策においても科学技術外交の推進を明確化し、日本全体が一丸となって取り組むという強力な発信・実装が重要となります。



筆者

(45) ISTC : International Science and Technology Center